

別表1

「被扶養者認定伺」添付書類一覧

≪提出書類に不足・不備がある時は、再提出または、代替書類を提出して頂きます≫

	提出書類 ○…必ず提出 △…該当者のみ提出	配偶者	子		父母	兄弟姉妹	義父母	その他	発行元または入手先	備考	
			18歳未満	18歳以上							
提出必須の書類	続柄と世帯主が記載してある「世帯全員の住民票」【原本】 ※外国人は「住民票」【原本】又は「特別永住者証明書」「在留カード」の写	○	○	○	○	○	○	○	市区町村		
夫婦共同扶養	配偶者の収入証明「課税証明書」「源泉徴収票」直近の「給料明細」のいずれか		○	○			○		市区町村/ 勤務先		
前年から無収入	「非課税証明書」【原本】	○		○	○	○	○	○	市区町村		
退職	雇用保険加入者 「離職票1」「離職票2」【原本】又は離職票未発行の証明書 「雇用保険受給者証」【原本】、「受給期間延長証明書」の写	○		○	○	○	○	○	前勤務先 ハローワーク	「離職票1, 2」をハローワークに提出済みの場合	
	雇用保険未加入 「退職証明書」(雇用保険未加入証明)【原本】	○		○	○	○	○	○	前勤務先	健保HPの「退職証明書」記入も可	
	自営業廃業 「廃業届」の写、「確定申告書」の写(税務署印のあるもの)および「収支内訳書」の写	○		○	○	○	○	○	○	税務署	
就労	パート・アルバイト等 直近の「給料明細書」の写(3カ月分、賞与)、念書	○		○	○	○	○	○	○	該当者	繁閑は別途確認
	雇用形態変更で収入減 「雇用契約書」の写(変更後の3カ月分の給料・賞与明細提出の場合あり) 「健康保険資格喪失証明書」【原本】、念書	○		○	○	○	○	○	○	勤務先 加入保険者	
他収入あり	自営 「確定申告書」の写(税務署印のあるもの)および「収支内訳書」の写	○		○	○	○	○	○	○	税務署	
	農業 「確定申告書」の写(税務署印のあるもの)および「収支内訳書」の写	○		○	○	○	○	○	○	税務署	
	年金 「直近の年金改定通知書」または「裁定通知書」の写(受給している公・私的年金のすべて)	○		○	○	○	○	○	○	年金事務所	最新通知のもの
その他	学生 「学生証」または「在学証明書」の写	○		○	○	○	○	○	○	学校	
	別居 該当者への「送金証明」3カ月分以上(通帳のコピー、振込明細書等)	△	△	△	△	△	△	△	△	金融機関等	単身赴任(転勤)・学生・介護老人ホーム等は除く

2507T012

扶養認定基準

- ① 被扶養者となるためには、主として被保険者の収入によって生活していること
- ② 同居の場合は、被扶養者となる人の年間収入が、130万円未満(但し、60才以上180万円未満、夫婦合算で260万円未満、障害年金受給者180万円未満)であり、かつ被保険者の年間収入の原則1/2未満であること
- ③ 収入のある方が2人以上の場合は、原則として収入の多い方の被扶養者となります
- ④ 別居の場合は、上記①～③の条件の他に、被保険者からの送金額が収入より多いこと
- ⑤ 雇用保険受給者等は、日額3,612円未満であること
- ⑥ 認定にあたっては、健保内規および家計の実態や社会通念等を総合的に勘案して認定します

【注意事項等】

虚偽の申請をされた場合、被扶養者の資格喪失、給付の停止、医療費等の返還をしていただきます。
また、1年以上は、再認定できません。